案

習志野市第3次男女共同参画基本計画

令和3年度評価報告書

令和4年　月

習志野市男女共同参画審議会

目　次

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 1 |
| 1. | 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度の事業評価について・・・・・・ | | | | 1 |
|  | (1) | 全事業に関する評価・･･･････････････････････････････････････････・・・・・・・ | | | 1 |
|  | (2) | 基本目標別の評価　・･･･････････････････････････････････････････････････・ | | | 1 |
|  | (3) | 管理指標に関する評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | 7 |
|  | (4) | 事業担当課との対話（未来志向の評価）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | 9 |
| 〈資　　料〉 | | |  | |  |
|  | 習志野市男女共同参画審議会委員名簿 | | | ･･･････････････････････････････････ | 12 |
|  | 習志野市男女共同参画基本計画事業評価部会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 12 |
|  | 習志野市第３次男女共同参画基本計画の令和3年度の事業評価の答申までの  経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | 13 |

**はじめに**

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に進めるため、「習志野市第3次男女共同参画基本計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、取り組みを進めている。習志野市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）では、令和4年5月9日に習志野市長より第3次計画の令和3年度事業評価について諮問を受け、協議を重ねてきた。

　答申にあたっては、

* 各事業担当課が作成した評価シートによる評価（全事業、基本目標別、管理指標）
* 審議会委員で構成する事業評価部会を設置し、事業担当課との対話による評価

を行い、本評価報告書としてまとめたものである。

**１．習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度の事業評価について**

**(1)全事業に関する評価**

全116事業の令和3年度の取り組み内容やその実績、男女共同参画の視点に立った目標及び課題に対する成果と貢献度について、各事業担当課が作成した評価シート（　S：大いに貢献できた　A：貢献できた　B：あまり貢献できなかったC：貢献できなかった　D：事業を実施できなかった　の5段階評価）に基づき確認を行った。複数の担当課で1事業に取り組むものもあるため、116事業、延べ146件、事業担当課は26課となる。

評価シートによると、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を引き続き受けている事業もあるが、令和2年度と比較しD評価の事業数は半減している。感染症対策を図りながら、方法や手段について創意工夫して取り組んだ結果であると評価したい。

一方で、引き続き、C評価、D評価となった事業については、改善すべき点の確認に加え、取り組み事業自体を見直す必要があるのではないかと推察するものも見受けられた。次回、令和4年度の評価を行う際にも同様な傾向が見受けられた場合は、令和8年度からの第4次計画策定時に留意すべき点であると考える。審議会としても注視していきたい。

**(2)基本目標別の評価**

基本目標及び課題に対する令和3年度の貢献度について、事業担当課による5段階評価（S：大いに貢献できた　　A：貢献できた　　B：あまり貢献できなかったC：貢献できなかった　　D：事業を実施できなかった）は表１のとおりとなっている。

表1　基本目標別貢献度　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（件）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基本目標 | **S** | **A** | **B** | **C** | **D** | **延件数** |
| Ⅰ人権が尊重される社会づくり （52事業） | 9 | 50 | 3 | 1 | 4 | 67 |
| 13.4% | 74.6% | 4.5% | 1.5% | 6.0% |  |
| Ⅱ誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり（12事業） | 0 | 9 | 5 | 2 | 3 | 19 |
| 0.0% | 47.4% | 26.3% | 10.5% | 15.8% |  |
| Ⅲ多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり （28事業） | 4 | 23 | 6 | 1 | 0 | 34 |
| 11.8% | 67.6% | 17.6% | 2.9% | 0.0% |  |
| Ⅳ心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり(16事業) | 1 | 15 | 0 | 0 | 2 | 18 |
| 5.6% | 83.3% | 0.0% | 0.0% | 11.1% |  |
| Ⅴ将来像の実現に向けた推進体制づくり  （8事業） | 2 | 1 | 4 | 0 | 1 | 8 |
| 25.0% | 12.5% | 50.0% | 0.0% | 12.5% |  |
| 合　計 | 16 | 98 | 18 | 4 | 10 | 146 |
| 11.0% | 67.1% | 12.3% | 2.7% | 6.8% |  |

　参考：第3次男女共同参画基本計画の令和2年度の貢献度　（件）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **S** | **A** | **B** | **C** | **D** | **延件数** |
| 合　計 | 10 | 86 | 23 | 5 | 22 | 146 |
| 6.8% | 58.9% | 15.8% | 3.4% | 15.1% |  |

表２　基本目標別の貢献できた割合

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | S及びAの割合  ＊（）は昨年値 |
| Ⅰ人権が尊重される社会づくり （52事業） | 88.1％（74.6%） |
| Ⅱ誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり（12事業） | 47.4％（52.7%） |
| Ⅲ多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり （28事業） | 79.4％（61.8%） |
| Ⅳ心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり(16事業) | 88.9％（77.8%） |
| Ⅴ将来像の実現に向けた推進体制づくり（8事業） | 37.5％（12.5%） |
| 平均 | 78.1％（65.7%） |

**基本目標Ⅰ　人権が尊重される社会づくり**

**（全体について）**

* + 52事業、延べ67件
  + 「貢献できた割合」（S及びAの割合）は88.1％

**（事業の取り組みについて）**

* + 男女共同参画の意識の醸成には、広報や学習機会の提供など効果的な啓発活動の推進が求められる。講座など人を集めて行う取り組みは、オンラインも活用し、取り組めている。
  + 男女共同参画に関する意識調査の実施（事業コード10）は、第3次計画期間6年間のうち、令和6年度の1回のみの予定となっている。このことから、それ以外の年度の評価はDとなってしまうため、次期計画策定時には検討の必要があるのではないか。
  + 社会的性別（ジェンダー）の視点を持ち、国際交流の促進及び国際理解に向けた情報の収集（事業コード11）は、姉妹都市提携35周年事業が感染拡大防止の観点から中止となり、担当課評価はDとなっている。国際交流の促進は、国際交流協会が中心的な役割を担っており、そのために市が協会への支援を図っているとのことであるので、35周年事業が中止となっても、支援を図ることができたのなら、評価はDでなくてもよかったのではないだろうか。また、令和2年版習志野市統計書によると、本市在住の外国籍の人々は5年前の平成27年には3,006人だったが、令和2年は4,466人となっており、同様に全人口に占める割合も1.8％から2.6％と増加傾向にあることから、姉妹都市にこだわらない取り組みについても検討いただきたい。
  + 保育所、幼稚園、こども園、学校、公民館における男女平等教育・学習の推進については、引き続きの取り組みをお願いしたい。
  + 性の多様性の理解促進と差別・人権侵害のない環境の醸成においては、公的証明書などにおける性別欄の廃止などの周知（事業コード25）、働く場におけるハラスメントの防止に向けた啓発（事業コード31-1）がD評価となっている。周知・啓発は地道な積み重ねが大切であることから、令和4年度の取り組みをお願いしたい。
  + 教職員の性の多様性に関する研修などへの参加促進（事業コード28-1、28-2）は担当課の記載にあるように、研修参加者が持ち帰った情報を職場共有することが大切である。

C貢献できなかった事業

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標Ⅰ　人権が尊重される社会づくり：１件** | |
| ４　配偶者・パートナーの間に生じる暴力（DV）の防止と対応 | |
| 1. DV防止のための広報・啓発 | |
| 36-2 | 【新規】デートDVに関する啓発 |

D 実施できなかった事業

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標Ⅰ　人権が尊重される社会づくり：４件** | |
| １　男女共同参画の意識の醸成 | |
| 10 | 男女共同参画に関する意識調査の実施 |
| 11 | 社会的性別（ジェンダー）の視点を持ち、国際交流の促進および国際理解に向けた情報の収集と提供 |
| ３　性の多様性の理解促進と差別・人権侵害のない環境の醸成 | |
| 25 | 【新規】公的証明書などにおける性別欄の廃止などの周知 |
| 31-1 | 【女性活躍】働く場におけるハラスメントの防止に向けた啓発 |

**基本目標Ⅱ　誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり**

**（全体について）**

* + 12事業、延べ19件
  + 「貢献できた割合」（S及びAの割合）は47.4％

**（事業の取り組みについて）**

* + 審議会などへの女性委員の登用の推進（事業コード53-1、53-2）は、平成29年度以降女性委員の登用率が3割を欠けている状況が続いているとのことである。

担当課記載のとおり、現状での女性登用が進まない理由の確認と合わせて、事前協議の段階で女性委員の登用について指導するなど、１つの目的に対し、異なる角度からのアプローチとなっている。本計画において複数課で取り組む事業は参考にしていただきたい。

* + 各種表彰・認定・登録・認証制度の周知（事業コード57-4）や防災対策における男女共同参画の意識啓発（事業コード64）は、周知啓発に取り組もうと設定した場面が感染拡大防止の観点から中止となったことにより、D評価となっている。感染症の収束はまだ見えない状況であることから、周知啓発の設定場面を複数持つことも検討いただきたい。
  + 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与（事業コード58）は昨年に引き続きD評価となっている。今後、総合落札方式を採用する契約入札の動向について注視することとしたい。

C貢献できなかった事業

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標Ⅱ　誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり：２件** | |
| １　政策・方針決定における女性の参画の推進 | |
| 54 | 男女共同参画の視点を持った人材の情報提供 |
| 57-6 | 【女性活躍】各種表彰・認定・登録・認証制度の周知 |

D 実施できなかった事業

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標Ⅱ　誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり：３件** | |
| １　政策・方針決定における女性の参画の推進 | |
| 57-4 | 【女性活躍】各種表彰・認定・登録・認証制度の周知 |
| 58 | 【女性活躍】女性活躍、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与 |
| ２　まちづくりにおける男女共同参画の促進 | |
| 64 | 【新規】防災対策における男女共同参画の意識啓発 |

**基本目標Ⅲ　多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり**

**（全体について）**

* + 28事業、延べ34件
  + 「貢献できた割合」（S及びAの割合）は、79.4%

**（事業の取り組みについて）**

* 再チャレンジ支援講座の実施（事業コード72）は、令和2年度は事業が実施できなかったが、3年度は実施できたというものである。今後、女性活躍推進に向け、再チャレンジ講座においてもより実践的な学習要素を取り入れることを検討いただきたい。
* 重点施策である働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進は、将来像の実現に向けた大きな取り組みの１つである。令和3年度に実施したワーク・ライフ・バランスの推進にかかる事業所調査の結果も踏まえ、今後どのように進めていくのか、取り組みの成果等については、今年度の事業評価部会のテーマとして取り上げたので、後述の事業評価部会による事業担当課との対話の結果の中で触れることとする。

C貢献できなかった事業

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標Ⅲ　多様な働き方・生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり：１件** | |
| ２　ワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| 75 | 【女性活躍】仕事と子育ての両立に関する制度の周知 |

**基本目標Ⅳ　心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり**

**（全体について）**

* 16事業、延べ18件
* 「貢献できた割合」（S及びAの割合）は、88.9%

**（事業の取り組みについて）**

* 昨年に引き続き、コロナ禍にあって、市民の心身の健康維持は最優先課題であることから、感染防止策を図りながら事業継続に努めていただきたい。
* 男女共同参画の視点に立った学習機会・情報の提供（事業コード101-1）、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の充実（事業コード106）は、感染拡大防止のため事業内容に掲載した行事が中止となったことにより、取り組むことができなかったというものである。事業内容に掲載した行事にこだわることなく、他の行事等において取り組みができる機会について検討いただきたい。

D 実施できなかった事業

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標Ⅳ　心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり：２件** | |
| ２　誰もが安心に暮らせる環境の整備 | |
| 101-1 | 男女共同参画の視点に立った学習機会・情報の提供 |
| 106 | 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の充実 |

**基本目標Ⅴ　将来像の実現に向けた推進体制づくり**

**（全体について）**

* 8事業、延べ8件
* 「貢献できた割合」（S及びAの割合）は、37.5%

**（事業の取り組みについて）**

* 貢献できた割合は昨年12.5%に対し37.5%まで回復してきているが、令和2年度に続いて最も事業担当課の評価による貢献度が低かった。担当課単独で取り組むことができない事業であることから、さまざまな調整が必要なことは理解できるが、貢献度が低くなった理由をしっかりと検証し、令和4年度以降の取り組みについて検討していただきたい。

D　実施できなかった事業

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標Ⅴ　将来像の実現に向けた推進体制づくり：１件** | |
| ２　計画推進体制の強化 | |
| 113 | 事業担当課の取り組みに対する相談支援、助言 |

**（３）管理指標に関する評価**

管理指標は30指標、担当課は8課で、令和3年度の実績については表3のとおりであった。ここでは、管理指標に基づいた実施の有無や回数の到達度を検証し評価することが目的である。今後も、目標数値に達成できなかった取り組みが継続するようであれば、数値の設定や取り組み内容について見直しを図る必要がある。

表3　管理指標の達成状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 目標数値達成 | 目標数値未達成 | 実施・実績なし | その他※ |
| 令和3年度 | 22（73％） | 6（20％） | １（3％） | １（3％） |
| 令和2年度 | 13（43％） | 6（20％） | 10（33％） | 1(4％) |

※事業は実施したが指標の数値を把握しなかった（事業コード.70）

目標数値未達成：6件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業コード | 管理指標項目 | 目標数値 | R3年度実績 | 担当課 |
| 3 | 男女共同参画に関する情報の広報紙、ホームページ、ツイッター等による啓発回数 | 年10回 | 年8回 | 男女共同参画センター |
| 21 | 男女共同参画に関連する講座の実施回数 | 各公民館で  年1回以上 | 2館で2回  実施 | 公民館 |
| 66 | 農業従事者における家族経営協定締結数 | 現計画中に  14戸 | 12戸 | 産業振興課 |
| 76 | 固定的な性別役割分担意識を見直す講座などの実施回数 | 各公民館で  年1回以上 | 2館で2回  実施 | 公民館 |
| 80 | 保育所所庭開放日数 | 現計画中に  各施設週2回以上 | 23回 | こども保育課 |
| 109 | 男女共同参画推進登録団体連絡会および研修会等の開催回数 | 年2回 | 年1回 （書面開催） | 男女共同参画センター |

実績なし：1件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業コード | 管理指標項目 | 目標数値 | R3年度実績 | 担当課 |
| 10 | 市民、事業所および市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施回数 | 現計画中に  各1回 | 実施なし　　　　　　　　　（令和6年度実施予定） | 男女共同参画センター |

**(4)事業担当課との対話（未来志向の評価）について**

本審議会では、上位の理念や目標に向かって問題意識を共有し、男女共同参画のより良い取り組みを創出することを目的に、事業評価部会と事業担当課による対話を行っている。本年度は、重点施策「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」をテーマに取り上げ情報共有・意見交換を行った。

各事業担当課が作成した評価シートによると、この重点施策への取り組みは概ね良好な貢献度となっているものの、男女共同参画センターが実施した「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」（令和3年7月～8月）によると、行政の取り組むワーク・ライフ・バランスの推進施策に関する認知度は23.7％であり、前回調査の31.6％と比較し減少傾向にある。

ウイズコロナにあってリモートワークが進んだことや、育児や介護をしながら働く労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援する「育児・介護休業法」の改正（令和3年6月）などもあり、特に男女共同参画基本計画においては、ワーク・ライフ・バランスの促進は最も関係機関との連携が求められる取り組みであると考える。

対話は、事業担当課である産業振興課、こども政策課、男女共同参画センターの3課の職員に加え、オブザーバーとして社会保険労務士である西田文恵審議会委員にも出席いただき、情報共有・意見交換を行った。対話の進む中で、ワーク・ライフ・バランスについて、一労働者の視点に立った課題についても追加ヒヤリングを行った。

対話について

* 1. **ワーク・ライフ・バランスの促進と事業担当課の関わり**

　　　事業担当課の意見・回答

* 意識啓発に取り組んでいる。ワーク・ライフ・バランスが進むことにより、多様な生き方・働き方の選択が可能となると考える。（男女共同参画センター）
* 国の制度や再就職支援の情報提供を行っている。（産業振興課）
* 子育て支援先端企業認証制度を創設し、運用している。仕事と子育ての両立という視点からワーク・ライフ・バランスを捉えている。（こども政策課）
* 市では次世代育成支援特定事業主行動計画を策定し取り組んでいる。職員には庁内会議や職員専用パソコンを活用し情報発信している。（人事課）
  1. **ワーク・ライフ・バランスの促進が市にもたらす影響について**

事業担当課の意見・回答

* 個人が持つそれぞれの能力を発揮することのできる環境づくりが、市の魅力度アップにつながる。
* 長時間労働の抑制、年次休暇の取得促進、メンタルヘルス対策、労働意欲の向上など、働き方の見直しが図られ、経済成長につながると考える。
* 待機児童対策や一時保育事業の実施をとおして、働きながらも子育ての充実が図られ、少子化対策につながる。
  1. **各事業担当課が取り組む上での課題について**

事業担当課の意見・回答

* 啓発はすぐに効果が表れるものではないため、継続して実施していくことが重要であると考えている。
* 一方で、令和3年度に実施した「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」によると、市の取り組みを知らない事業所が増えているという結果が出た。効果的な啓発への取り組みについてアドバイスをいただきたい。
* 各種制度について、商工会議所に加入していない事業所や従業員数の少ない事業所の認知度が低い。周知方法を検討していく必要がある。
* 本市独自の認証制度の活用は少ないが、類似する国や県の制度における本市の認証事業者は増加していることから、パンフレット等による啓発の効果は一定程度あると考える。
* 市役所職員のワーク・ライフ・バランスには、管理職の意識改革が重要であり、各所属課の協力が必要不可欠である。

事業評価部会の意見

* 事業所ではワーク・ライフ・バランスよりもコロナ禍でどのように生き抜いていくかが課題となっており、働き方改革が法的に整備されてきているもののなかなか進まないところもある。
* 現行の認証制度のパンフレットについて、事業所目線で認証制度のメリットが伝わるような紙面の工夫と充実を図り、小規模事業者のワーク・ライフ・バランスの取り組みの紹介などに取り組んでほしい。
* ワーク・ライフ・バランスの促進のためには、特定の事業担当課だけでなく、全庁的に横串で連携を図りながら進めて行くことが効果的ではないか。そのためには、管理職を中心とした意識改革や研修、庁内会議で話題にするなどの取り組みが必要ではないか。
* ワーク・ライフ・バランスの促進には、待機児童対策と各種制度の啓発の2方向からのアプローチが効果的ではないか。
  1. **追加：一労働者の視点に立ったワーク・ライフ・バランスの課題について**

事業担当課の意見・回答

* 業務内容からテレワークの導入は難しい。
* 職員が少ない中で調整や情報共有を図り対応している。
* 経費面での課題もあるが、設備投資、委託などによって、ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるという考え方もある。

　以上の意見交換の後、事業評価部会では、より良い取り組みへと繋げるための意見として次のような点が挙げられた。

* 持続可能な社会の実現のためには、一人ひとりが仕事に対してやりがいや充実感を持ち、仕事で成果を出しながら、自身の時間を健康に過ごすことができる環境を作る必要がある。コロナ禍の今だからこそ、ワーク・ライフ・バランスを再考するチャンスであることを、事業所や市民にわかりやすく発信していただきたい。
* そのための具体的な市の取り組みとして、次の3点を提案する。

・　この答申（報告書）の男女共同参画庁内推進会議へのフィードバックを契

機として、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの庁内連携を図っていただきたい。

・　先進事例を参考に、公共調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進す

る企業等を加点評価する取り組みについて研究いただきたい。

・　表彰・認定・登録制度のパンフレットについて、制度を活用している事業所

の取り組み内容やその効果を掲載するなど、紙面の充実やホームページ

とのリンクなど情報発信に取り組んでいただきたい。

* また、一事業所として、職員のワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組んでいただきたい。

**習志野市男女共同参画審議会委員名簿**

**〈資　料〉**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敬称略、50音順　（令和４年4月１日時点） | | | |
| 分野 | 氏　名 | | 所　属　等 | |
| 識見を有するもの | 1 | **◎**朝倉　　暁生 | 東邦大学 | |
| 2 | 芦澤　　直太郎 | 習志野商工会議所 | |
| 3 | 〇大谷　　寛子 | 習志野法曹会 | |
| 4 | 緒川　 由里子 | 男女共同参画推進団体 | |
| 5 | 五関　　清 | 習志野市民生委員児童委員協議会 | |
| 6 | 後藤　　京子 | 千葉人権擁護委員協議会習志野支部会 | |
| 7 | 笹生　 康世 | 習志野市小中学校長会 | |
| 8 | 佐藤　佐知子 | 習志野市健康づくり推進協議会 | |
| 9 | 杉山　 雅崇 | 習志野市建設協力会 | |
| 10 | 冨谷　　輝夫 | 習志野市連合町会連絡協議会 | |
| 公　募 | 11 | 土肥　　洋子 | 公募市民 | |
| 12 | 西田　 文恵 | 公募市民 | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎会長　〇副会長

**習志野市男女共同参画基本計画事業評価部会委員名簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敬称略、50音順　（令和4年6月20日時点） | | |
| 氏　名 | | 所属等 |
| 1 | 朝倉　暁生 | 東邦大学 |
| 2 | ◎　芦澤　　直太郎 | 習志野商工会議所 |
| 3 | 大谷　　寛子 | 習志野法曹会 |
| 4 | 五関　　清 | 習志野市民生委員児童委員協議会 |
| 5 | 杉山　 雅崇 | 習志野市建設協力会 |
| 6 | 土肥　洋子 | 公募市民 |
| 7 | 冨谷　輝夫 | 習志野市連合町会連絡協議会 |

　◎部会長

**習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度事業評価の答申までの経過**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 会議名 | 事業評価に係る作業内容 |
| 1 | 令和4年度  第1回男女共同参画審議会  令和4年5月9日  午後2時～4時 | ・習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度の事業評価について（諮問）  ・習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度事業評価に係る対話の実施方法について |
| ・習志野市男女共同参画事業評価部会の委員の指名について（令和4年6月20日付け通知） |
| 2 | 令和4年度  第1回事業評価部会  　 令和4年7月7日  午前10時～12時 | ・習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度の事業評価について |
| 3 | 令和4年度  第2回事業評価部会  令和4年8月17日  午後1時30分～3時40分 | ・習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度の事業評価について  （事業担当課との対話） |
| 4 | 令和4年度  第2回男女共同参画審議会  令和4年9月29日  午後2時～●時●分 | ・習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度評価報告書（案）について |